○財務省告示第四十四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十七年一月十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十七年二月四日

財務大臣　谷垣　禎一

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（十年）	第二百六回	七億円	百四円二十二銭七厘
〃	第二百七回	一億円	百一円九十九銭八厘
〃	第二百七回	十億円	百二円二厘
〃	第二百七回	十億円	百二円六厘
〃	第二百七回	九十五億円	百二円一銭
〃	第二百七回	千三十億円	百二円一銭四厘
〃	第二百七回	二百四十五億円	百二円一銭八厘
〃	第二百十回	八十五億円	百六円十一銭五厘
合計		千四百八十三億円	